

第八十二回帝國議會
衆議院

農業團體法案外一件委員會會議錄(速記)第二回

付託議案

農業團體法案(政府提出)(第四五六號)
水産業團體法案(政府提出)(第四六號)

昭和十八年二月一日(月曜日)午前十時十七分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 東郷 實君

理事白川 久雄君 理事恒松於菟二君

理事成島 勇君 理事西川 貞一君

理事濱地 文平君 理事山田 六郎君

理事吉田 正君

青山 憲三君 赤城 宗徳君

池田正之輔君 石坂 養平君

石坂 繁君 五十嵐吉藏君

小山倉之助君 大石 大君

岡田啓治郎君 越智太兵衛君

加藤 知正君 金子彦太郎君

北 勝太郎君 小山邦太郎君

小平 權一君 眞藤慎太郎君

鈴木 重次君 杉山元治郎君

高橋熊次郎君 高橋壽太郎君

高田 耘平君 土屋 源市君

中井 亮作君 中川 寛治君

平野 力三君 松原五百藏君

松山常次郎君 前川 正一君

間宮 成吉君 森部 隆輔君

山口左右平君 山口馬次君

出席國務大臣左ノ如シ

農林大臣 井野 碩哉君

出席政府委員左ノ如シ

農林省總務局長 重政 誠之君

農林省水産局長 寺田 省一君

農林書記官 藤田 巖君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

農業團體法案(政府提出)

水産業團體法案(政府提出)

○東郷委員長 ソレデハ是カラ會議ヲ開キ

マス——議事ニ入ル前一寸御挨拶ヲ申上

ダマス、昨日ノ本委員會ニ於キマシテ五選

ノ結果、私委員長ニ舉ゲラレマシタノデゴ

ザイマスガ、昨日ハ御出席ガ非常ニ少カツ

タノデアリマシテ、本日改メテ御挨拶ヲ申

上ダタイト存ジマス、私極メテ未熟ナ者デ

アリマシテ、不慣デゴザイマスカラ、一ニ

委員各位ノ御援助、御協力ニ依ラナレバ

ナラスノデアリマス、ドウカ何分トモ宜シ

ク御願ヒ致シマス

〔拍手起ル〕

○東郷委員長 ソレデハ農業團體法案、水

産業團體法案、右二案ヲ一括シテ議題ト致

シマス、先ヅ政府ノ御説明ヲ求メマス

○井野國務大臣 先ヅ農業團體法案ノ提案

ノ理由ニ付キマシテ御説明申上ダマス、提

案ノ理由ニ付キマシテハ、大體本會議ニ於

キマシテ其ノ趣旨ヲ申上ダタノデアリマス

ガ、茲ニ本法案ノ骨子ニ付キマシテ、其ノ

主ナル點ノ御説明ヲ申上ダタイト存ジマス

第一ニ團體ノ組織ノ大要ニ付キマシテ

ハ、新農業團體ハ農會、産業組合、畜産組合、

養蠶業組合及ビ茶業組合ノ各系統團體ヲ統

合整備致シマシテ、中央農業會及ビ全國農

業經濟會ヲ中央ニ、道府縣農業會ヲ道府縣

ニ、市町村農業會ヲ市町村ニソレレノ設ケ

會ハ全國農業經濟會及ビ道府縣農業會ヲ以

テ、全國農業經濟會ハ道府縣農業會及ビ市

町村農業會ヲ以テ、道府縣農業會ハ市町村

農業會ヲ以テ、市町村農業會ハ農業者及ビ

農業ニ密接ナル關係ヲ有スル者等ヲ以テ組

織スルコトト致シ、且ツ市町村農業會ヘノ

加入關係ハ、原則トシテ農業者ハ當然加入

トシ、其ノ他ノ者ハ任意加入ト致シタノデ

アリマス

第二ニ團體ノ目的及ビ事業ニ付キマシテ

ハ、新農業團體ハ農業ニ關スル國策ノ協力

機關トシ、中央農業會ハ農業ノ整備發達ヲ

圖ル爲メ必要ナル指導事業ヲ、全國農業經

濟會ハ經濟事業ヲ行ヒ、道府縣農業會及ビ

市町村農業會ハ指導、經濟、金融ノ諸事業

ヲ併セ行フモノト致シタノデアリマス、而

シテ是等ノ事業ノ内容ハ大體被統合團體ノ

現在行ツテ居リマスル事業ノ範圍ト同様デ

アリマス

第三ニ團體ノ經理ニ付キマシテハ、中央

農業會ハ經費團體、全國農業經濟會ハ出資

團體トシ、道府縣農業會及ビ市町村農業會

ハ經費及ビ出資ノ兩制度ヲ併セ採ル團體ト

致シタノデアリマス、併シナガラ分賦金ヲ

以テ徵收スベキ經費ハ之ヲ限定スルコトカ、

或ハ出資ニ付キマシテモ特別ノ事由アル場

合ニハ之ヲ免除スルコトカ致シマシテ、適正

ナル運営ヲ圖ラシムル所存デアリマス

第四ニ團體ノ役員及ビ監督ニ付キマシテ

ハ、團體ノ使命等ニ鑑ミマシテ、中央團體

シ、其ノ他ノ團體ノ役員ハ大體團體ノ推薦

致シマシタ者ニ付キ、行政官廳ガ之ヲ任命

又ハ認可スルコトト致シ、又行政官廳ハ事

業等ノ施行命令其ノ他團體ノ責務遂行上ニ

必要ナル處分等ヲナス外、必要アル場合ハ團

體ノ構成員以外ノ者ニ對シマシテモ、團體

ノ行フ農業統制施設ニ對スル服從命令、協

力命令等ヲ發動スルコトヲ得ルモノト致シ、

以テ團體ノ運営ニ當リ其ノ創意及ビ能力ノ

發揮ヲ全ウセシメマスト共ニ、行政官廳ノ

指導監督ニ依リ、其ノ適正ナル運営ヲナサ

シムルニ遺憾ナキヲ期シタイ所存デアリマ

ス

以上ガ本法案ノ骨子ノ要點デアリマスガ、

本法ノ實施ニ依リマシテ農業諸團體ノ機能

ヲ統合整備シ、新タニ全農業者ヲ打ツテ一

丸トスル綜合的農業團體ノ確立ヲ圖リマシ

テ、戰力増強ノ基礎タル食糧ノ生産確保ニ

全農業者ノ總力ヲ結集シ、其ノ活動ノ最高

效率ヲ發揮セシメ、以テ大東亞戰爭ノ完遂

ニ邁進センコトヲ期シタイ所存デアリマス

尙ホ農業團體ノ統合ニ伴ヒマシテ、既存

團體法規ノ改廢ヲ致シマシタノデアリマス

ガ、其ノ主ナル點ハ、産業組合中央金庫ヲ

農林中央金庫ト改メ、新タニ森林組合系統

團體ノ加入ノ途ヲ開キマスト共ニ、畜産組

合法ヲ馬匹組合法ト改メマシタコト等デゴ

ザイマス

次ニ、水産業團體法案ニ付テ御説明申上

ダマス、其ノ提案ノ理由ニ付キマシテハ、

ノデアリマスガ、茲ニ本法案ノ骨子ニ付キマシテ、其ノ主ナル點ノ御説明ヲ申上ガタイト存ジマス

第一ニ、團體ノ組織ノ大要ニ付キマシテハ、水産業團體ハ水産會及ビ漁業組合ノ各系統團體、水産物製造業者ノ團體等ヲ統合整備致シマシテ、中央水産業會、道府縣水産業會、漁業會及ビ製造業會ヲ設ケントスルモノデアリマス、而シテ中央水産業會ハ、帝國水産會及ビ全國漁業組合聯合會ヲ統合致シマシテ設立シ、道府縣水産業會ハ、道府縣及ビ郡市ノ水産會ト道府縣漁業組合聯合會ヲ統合致シマシテ設立スルコトニナルノデアリマス、道府縣水産業會ハ、漁業會及ビ製造業會ヲ以テ組織スルノデアリマシテ、漁業會ハ漁業組合ガ之ニ生レ更ルコトニナルノデアリマスガ、尙ホ新タニ規模ノ相當大ナル漁業等ニ付キマシテハ、原則トシテ道府縣ノ地區トスル特別ノ漁業會ヲ設立シ得ル途ヲ開イタノデアリマス、又製造業會ハ、原則トシテ道府縣ノ地區トスル新タナル團體デアリマシテ、是ハ必要ニ應ジ水産物ノ製造業者ヲ以テ設立シ得ルノデアリマス、而シテ水産業團體ノ加入關係ハ原則トシテ當然加入ト致シタノデアリマス

次ニ團體ノ目的及ビ事業ニ付キマシテハ、水産業團體ハ水産業ニ關スル國策ノ協力機關トシ、水産業ノ整備發達ヲ圖ル爲ニ指導事業及ビ經濟事業ヲ併セ行フノデアリマスガ、漁業會ニ付キマシテハ指導事業ノミヲ行フ場合ヲ認ムルノデアリマス、其ノ他水産業團體ノ經理機關及ビ監督等ニ付キマシテハ、農業團體ト大體同様デアリマス、唯漁業會ニ付キマシテハ、經費制度ノミノモノヲモ認ムルコトト致シタノデアリマス

以上申述べマシタノガ本法案ノ大體ノ内容デアリマスガ、之ニ依リマシテ水産業關係團體ヲ一元的ニ統合整備シ、戰爭遂行上水産業ニ對スル要請ニ應フルノ體制ヲ整ヘ、以テ戰力増強ニ資セントスルモノデアリマス、何卒兩案トモ十分御審議ノ上速カニ御可決アラントヲ希望致シマス

○東郷委員長 引續キ審議ニ入ル譯デゴザイマスガ、審議ノ必要上色々ノ參考資料等御要求ノ向モアラウト思ヒマス、差當リ政府カラ御提出ニナリマシタ參考資料ハ御手許ニ配付致サセテ置キマシタガ、此ノ外政府トシテモ進ンデ參考資料ヲ御提出ニナルモノガアツタナラバ出シテ戴キマセウシ、委員各位カラモソレノ必要ナ參考資料ヲ御要求ガアリマスナラバ、至急申出ヲ願ヒマス、尙ホ質問ヲ試ミル諸君モ多イコトト存ジマスガ、質問ノ要求アル方ハ速カニ理事ノ諸君マデ御申出ヲ願ヒマス

尙ホ此ノ際一言申上ゲテ置キマスガ、本委員會ノ法案ハ極メテ重要ナル法案デアリマスルシ、定メシ質問ノ希望者モ多イガラウト存ジマス、就キマシテハ成ベク議ヲ盡シテ萬遺憾ナキヲ期シタイト存ジマスカラ、多數ノ委員諸君ノ質問ヲ徹底サセル爲ニハ、成ベク質問ヲ簡潔ニ致シマシテ、相互ノ間ニ重複ノナイヤウニスルコトニ致シタイト存ジマスカラ、ドウカ其ノ御積リデ御願ヒ致シマス、尙ホ政府當局ニ於カレマシテモ、質問ニ對シテハ成ベク懇切ニ御答辯ヲ願ヒマスガ、出來ルダケ無駄ノナイヤウニ特ニ御注意ヲ願ヒタイト存ジマス、本日ハ此ノ程度デ散會致シマシテ、次ノ委員會ハ公報ヲ以テ御知ラセ致スコトニ致シマス

午前十時三十分散會